

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第49回）議事概要

### 1 日時

令和4年11月30日（水）午後2時30分から午後4時20分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）別紙のとおり

（説明者）札幌地方裁判所刑事部部総括判事

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同総務課長、同総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所刑事部部総括判事から、裁判員裁判の現状等について説明しました。
- (2) 次回の委員会では「裁判所のDX」をテーマとして協議する予定になりました。（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長、○：委員、□：説明者と表示)

### 【裁判員裁判の現状等】

札幌地方裁判所刑事部部総括判事から、裁判員裁判の現状等について説明した。

### 【質疑応答及び意見交換】

- 辞退率が65パーセントというのは、一般的には高くなく妥当な数字だと思います。一般市民から広く参加を募るといふ抽出方法では、仕事の都合や裁判に関する知識不足から臆して不参加となる人も多いのではないのでしょうか。前職が600人程度の組織でしたが、従業員5人程度の事業所から1人が5日から10日間も不在となるということは企業としては大変厳しい状況となります。むしろ、退職して一線から退いた経済人やFPなどのある程度の有識者、退職して時間にも余裕がある人、大学生などで志のある人にあらかじめ手を挙げてもらうなど、別な選択方法があってもよいのではないかと思います。
- 今でも、年に数件、法人の代表者から、従業員が裁判員に選任されてしまいどうしたらよいかという相談を受けることがあるので、企業などへの啓もう活動は続けていく必要があると思います。中小企業では従業員が一人欠けると代替要員の確保が極めて厳しいため、辞退率が高止まりになるのはある程度やむを得ないことなのだろうという実感はあります。
- 裁判員制度が開始して10年あまり経ったところでの、この辞退率は高くないと思います。どういう属性の方が選ばれているかという情報の積み重ねがこの10年強でされていると思いますので、選任された裁判員の情報が集計されてくれば、今後、改めて、裁判員をどのような人から選任するのが望ましいのかという議論が行われることもあり得るのかなと思います。
- 裁判員制度10周年に当たって最高裁が取りまとめた振り返りの報告書においては、特定の業種や性別などに偏ることなく、国民の一般的な散らばりが反映されていると評価されています。
- 裁判員制度は、何も無いところからスタートした制度であり、国民の皆さんがこの制度にどのような向合い方をされるかわからない中で、裁判所としても、手探りで進めてきました。導入当初からの問題である、仕事との両立をどう解決するかという点について、辞退の余地を広げていくと、時間に余裕のある人が多い構成となってしまう、それについてはそのままよいのかという点に悩みながら、慎重に判断し、緩やかに運用してきました。

辞退率についてはやや上向きという状況でもあり、今、委員の方々からいただいた御意見からすると、もう少し様子見をすることになりまじょうか。

○ 専用コールセンターの設置や裁判員候補者のQ&Aなど、様々な普及活動がされていますが、新型コロナウイルス感染症に対する安全確保のためにどのような準備がされていますか。

□ 手指消毒液や不織布マスクの準備のほか、担当職員については登庁前に健康観察を行っています。待合室も人と人との間を広く間隔を確保し、定期的に換気も行います。また、法廷においても1時間に1回休憩することとしており、そのタイミングで換気を行います。評議室でもアクリル板を設置し、人と人との間隔を開けています。

こういった取組を行っていることについては、事前に裁判長名義で裁判員候補者に対して文書を送付する方法でお知らせしており、安心してお越しいただけるように工夫しています。

■ 続いて、若年層の裁判員裁判へのより積極的な参加について考えられる取組について、意見交換をいたします。当庁が行っている広報活動や出前講座などに対して御意見を伺います。

○ オンライン講座は、実際に司法に携わっている人から話を聞くことができる点で効果があるものと思います。また、オンライン講座が普及するためには、教育機関の関係者との窓口のようなものがあれば、さらに普及が進むのではないのでしょうか。ウェブ上にオンライン講座の開催について載せているとのことですが、あまり目立たないので、直接的にアピールするのも良いのではないかと思います。

アンケートで、裁判員裁判に参加したくない、自分の意見を言うことに気後れするという回答がありましたが、若い人に限らず、裁判について専門的な知識がないから発言することに気後れするという人がいる中で、自分よりも年上の人たちの中で発言してよいものかと思ってしまうような学生に対しては、オンライン講座などで、幅広い世代の方々の中で皆さんの意見を広く聞きたいのだということを伝えたらよいと思います。

また、来年以降は18歳、19歳の人々が裁判員を経験することも増えてくるので、そういった経験者の生の声を同世代に伝えるような企画があれば、親しみが湧くのではないのでしょうか。

■ 年上の人の中で発言しにくいという意見について、裁判所ではどういった点を意識しているのでしょうか。

□ ほかに人に遠慮してしまうという点については、評議の司会進行を担う裁判官が注力するところだと認識しています。実際、評議を始める時には、数学みたいに正解があるものではないこと、皆さんの気づきを積み上げて私たちの最

適解を作っていきましようとお話することによって、気分を変えてもらうことが大切だと思っています。これは、若い人に対してだけではなく、口を滑らかにしてもらう方策として、最初に自己紹介をしていただくなど、場作りに心を砕くようにしています。

また、裁判員の個性によっては、裁判官が細かく入らなくても裁判員で評議が盛り上がることもあれば、比較的静かな進行となる場合もあります。盛り上がっている場合は、今、何について話をすべきか、話題の交通整理をしますし、静かな場であれば、裁判員皆さんに一言ずつ意見を言ってもらうようにすることもあります。

こういった場合でも、個別に対応するということは、裁判官が心掛けているところです。

- これまでの正解志向の学校教育を受けている学生が、裁判員に選ばれてもとまどうのは当たり前かもしれません。裁判には正解がなく、証拠を多角的に見て、その判断について合理的な説明ができるかどうかを考えるものであるということを、高校生にどうやって分かってもらうかが難しいところであり、裁判所でもこの点について努力していくことになります。

- 検察庁では、中高生に対する法教育の一つとして、こちらで用意したシナリオを配役に読ませた上で、評議を自由に行ってもらい模擬裁判を行っています。中学3年生くらいになると、積極的に議論しており、聞いているといいことを言っている子もいました。

おそらく、場の和ませ方にもよるものと思いますが、人見知り、場見知りのようなものを取り除いてあげれば、年齢を問わず議論できるのではないかと思います。

また、正解がないということ、評議の際にピントが外れた発言であってもいい気付きになることもあるし、引っかかっていることがあるのであれば、他にも同じ引っかかりを感じている人がいることもあるので、発言することに意義があるということをして、意見を促しています。裁判所においても、模擬裁判や評議の様子を動画で見せるなど疑似体験をさせることで、裁判員裁判に参加するハードルが下がるものと思います。

- 疑似体験は、リアルに感じる点が効果的です。日本では一般的に、相手の意見を尊重した上で、感情的にならずに反論するディベートの訓練を受けてきていないため、本来目指している合理的な判断にたどりつくためにも、若年層には、疑似体験をこつこつ積み重ねることで訓練してもらうことが必要になってくると思います。

- 若年層に限らないことかもしれませんが、辞退率の増加、出席率の低下は国民の裁判員裁判に対する関心が薄れていることによるものなのであれば、全体的に対策をすることで、全世代ひいては若年層の関心を引くことができると思います。

実際、裁判員になる割合が、札幌管内で21,000人に1人ということであり、裁判員制度というものがあるけれど、それに関わり得る、身近なものとして捉えられないまま時間が流れてしまっていて、関心が薄らいでしまっているという懸念があるものと思います。このことについては、裁判員経験者のリアルな声を伝えることで、全国民に実感を持ってもらえらると思ひますし、同時に、多くの物事を吸収する世代、響く世代である若年層に対して、出前講座などを通して、裁判員経験者の経験を財産として伝えてもらいたいと思ひます。

- 裁判員裁判が始まったころのような盛り上がりがあるが、現在では落ち着いています。裁判所も、裁判員裁判に対する国民の関心が薄れているところはどう切り込むかということについては手探りなところがあります。
- 委員の方々の御意見はおっしゃるとおりと思ひます。そのために経験者の声を直接聞いてもらう機会として、パネルディスカッション方式を導入しました。今後は、いつも同じ内容で行うのではなく、今回は若年層向けの内容としたところを、次の機会には別の層を念頭に置いて実施するなど、工夫していくことも考えられます。意見交換会の実施についても、何を目標として行うか、その都度、獲得目標を明確にしようということは刑事部内で認識を共有しており、それをきちんと実践していくことが大事になってくるものと受け止めました。
- 関心を薄れさせない視点として、裁判員経験者の生の声をしっかり伝えることが大事であるということ、響く世代である若年層に訴えていくという二つの視点を提示されましたが、これをうまく組み合わせる行うのが効果的ではないかというヒントをいただきましたと思ひます。

また、教育機関との関係について、恒常的に関わりができるような仕掛けがあったらよいのではという御意見もいただきました。

- 消費者協会では、消費者被害防止のためには若いうちから教育が必要であると考えており、学校に対してアプローチをしていますが、学校側の態勢ができておらず、出前講座が定着しません。令和4年度から高校の学習指導要領が改訂になり、公民科の授業でも司法が組み込まれると聞いていますが、裁判員裁判についても取り上げられるのでしょうか。
- 学校でどのような法教育を行っているかについては、把握していませんが、働きかけが必要であるということは認識しています。新型コロナ感染拡大の影響

響で進んでいませんが、学校の先生と法曹三者で意見交換の試みを行おうとしていました。

○ 今年の1月に、検察庁に法曹三者と学校の先生をお呼びして、意見交換を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、学校の先生に感染のリスクがあつてはいけないということで中止となっています。

■ 学校も意見交換をやりたいと思っているようですが、特に高校3年生は受験があり、そのための時間を確保できないようで、教育行政との関係は難しいものがあると思います。また、コロナ禍で2年近く話が進まなかったという事情もあり、状況が以前に戻ってしまっているところもあります。こういった状況の中で、教育機関と恒常的なつながりを持つことは、大事な視点であると思います。法教育においては、学校の先生との関わりに焦点を当て、法曹三者で足並みをそろえ、本日、委員の方々から御指摘いただいた点を踏まえて、裁判所も関わっていきたいと思います。

○ 札幌弁護士会の法教育委員会では、高校の教員と大学の学者との間で、法教育授業の研究会を年間6回から7回開催しています。そこで法教育に熱心な教員とつながった結果、札幌弁護士会の出前授業についてリクエストが多いのだと思われます。各学校に出前授業の案内をしても、やりたいと思う教員につながらないと応募もされないことから、法教育に熱心な教員とつながりを持つことが大事になっています。ただ、新型コロナウイルス感染拡大の対応に教員の時間が割かれており、研究会は開催しているものの、教員の参加は少なくなっていると聞いています。

■ 学校においては、先生が変わってしまうと続かないという事情もあると思われますが、弁護士会においては、その点うまくルーティン化されていると思います。

#### 【次回のテーマについて】

■ 現在、裁判所においても、新たなシステムの開発・導入を通じてDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めています。

次回及び次々回の裁判所委員会においては、裁判所のDXの現状を御紹介するとともに、委員の皆様の所属機関におけるDXの状況もお聞きしながら、より良いDXの実現につなげるため、「裁判所のDX」について協議することによっていかがでしょうか。

(他に意見なし)

■ それでは、「裁判所のDX」をテーマとしたいと思います。

#### 【次回の予定について】

次回は、令和5年5月31日（水）午後2時30分から札幌地方裁判所で開催することとなった。

(別紙)

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

五十嵐 正 憲	札幌市総務局広報部市民の声を聞く課長
磯 田 健 人	札幌弁護士会弁護士
市 木 政 昭	札幌地方検察庁総務部長
宇佐美 裕 次	株式会社北海道新聞社編集局報道センター一部次長
神 谷 奈保子	札幌民事調停協会（調停委員）
高 橋 美 幸	札幌司法書士会副会長
野 田 耕 志	北海道大学大学院法学研究科教授
三 澤 健	公益社団法人札幌消費者協会理事
武 笠 圭 志	札幌地方裁判所長

(五十音順敬称略)



札幌地方裁判所地方裁判所委員会(第49回)

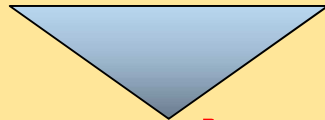
# 「裁判員裁判の現状等」

～若年含め幅広い協力を得る取組～

札幌地方裁判所刑事第1部  
部総括判事 石田寿一

# はじめに～なぜ今若年層か①

これまで20歳以上の人が裁判員



これから**18歳以上**の人が裁判員

※実際に裁判員に選ばれるのは**2023年(令和5年)**から  
※学生であることを理由に辞退することも可能

例 ほぼ **1** 人

道外のある高校の出前  
講義前、「裁判員をやって  
みたい」に手を挙げた人数

**働きかけ  
必要大**

# はじめに～なぜ今若年層か②

他方

令和4年3月・意識調査 18・19歳を対象に加入  
✓ 裁判員制度・司法への**信頼・参加意欲が高い**傾向あり(裁判信頼できる**60.5%**[全世代**45.2**]、参加したい**45.2%**[全世代**19.2**])

※裁判員制度を知った原因等は**学校教育**が多い



働きかけの  
効果見込大

※**学校教育との連携**が大切

# 本日のご説明内容

---

**裁判員制度の概要・現状**

**若年層に向けた準備・取組**



# 裁判員制度の概要・現状

# 裁判員制度の概要・現状

- ✓ 国民の中から選ばれた裁判員
- ✓ 裁判官とともに刑事裁判に参加

- ✓ 国民の関心が高い一定の重大な犯罪を対象  
(殺人、放火、人にけがをさせる強盗・・・)

札幌地裁で裁判員裁判で判決がされた被告人の人数  
(平成31年・令和元年～令和3年の3年間)

= **65**人

裁判員制度の概要・現状

# 選任された裁判員等の人数

(札幌地裁 令和3年)

札幌地方裁判所で  
裁判員又は補充裁判員に選任された人数(令和3年)  
裁判員98人、補充裁判員34人

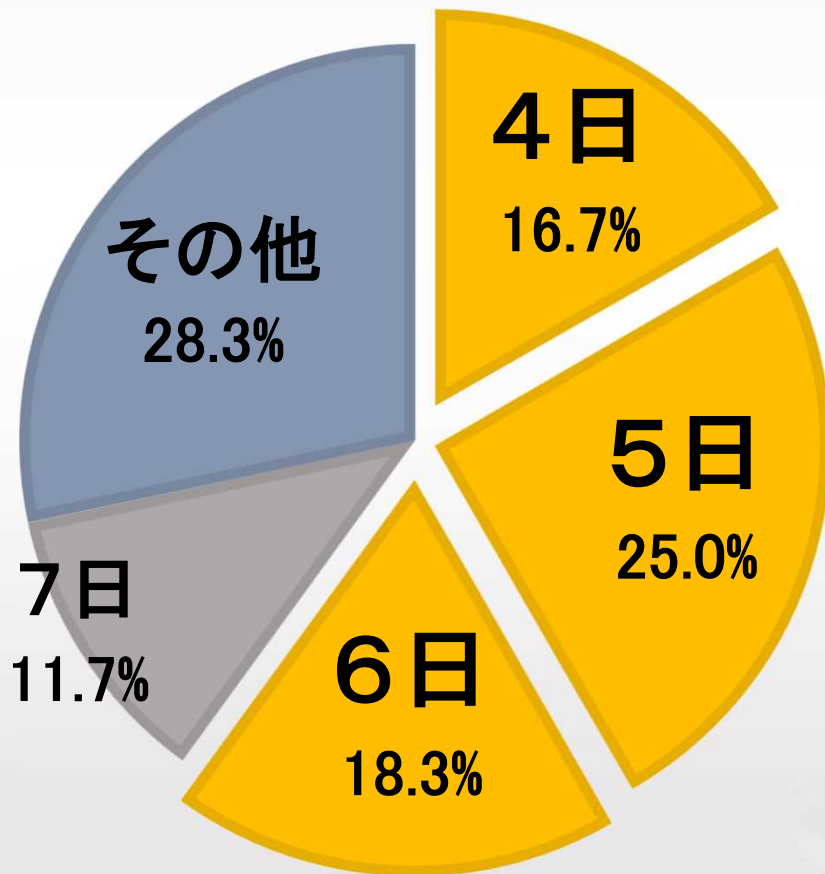
選挙人名簿に登録された者のうち

→ 札幌管内では 約**21000**人に1人  
(約**0.005%**)

## 裁判員制度の概要・現状

# 裁判員裁判の日数

(札幌地裁 平成31年・令和元年～令和3年)



札幌地方裁判所で  
裁判員等が審理などに参加した日数

約6割が **5日前後**

※ 選任手続のために裁判所に来庁した日数を含む。



## 裁判員制度の概要・現状

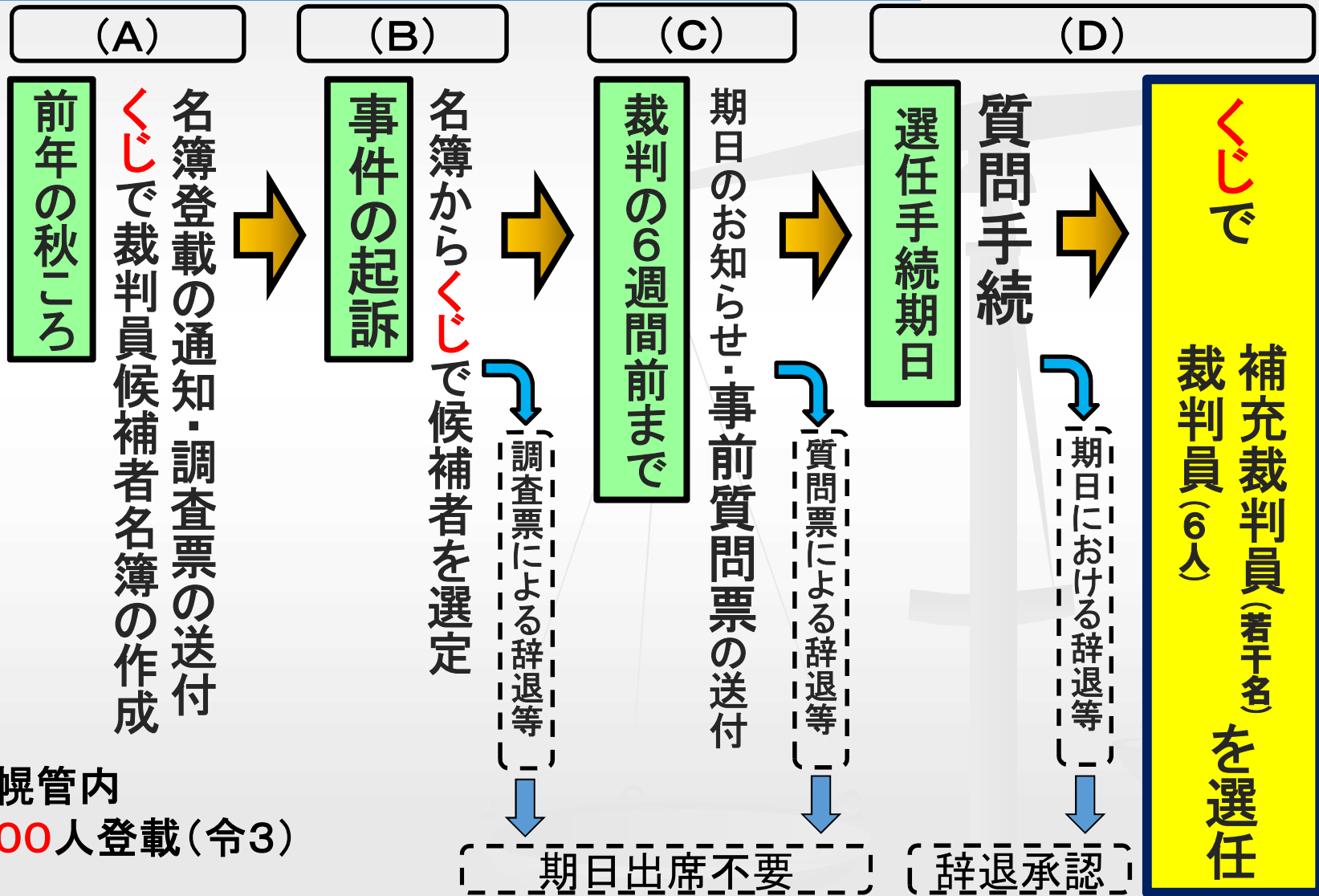
# 裁判員が行う仕事

- 法廷の審理に参加する
- 評議に参加する
- 判決の宣告に立ち会う
- (意見を述べ、評決する)



# 裁判員制度の概要・現状

## 裁判員に選ばれるまでの手続

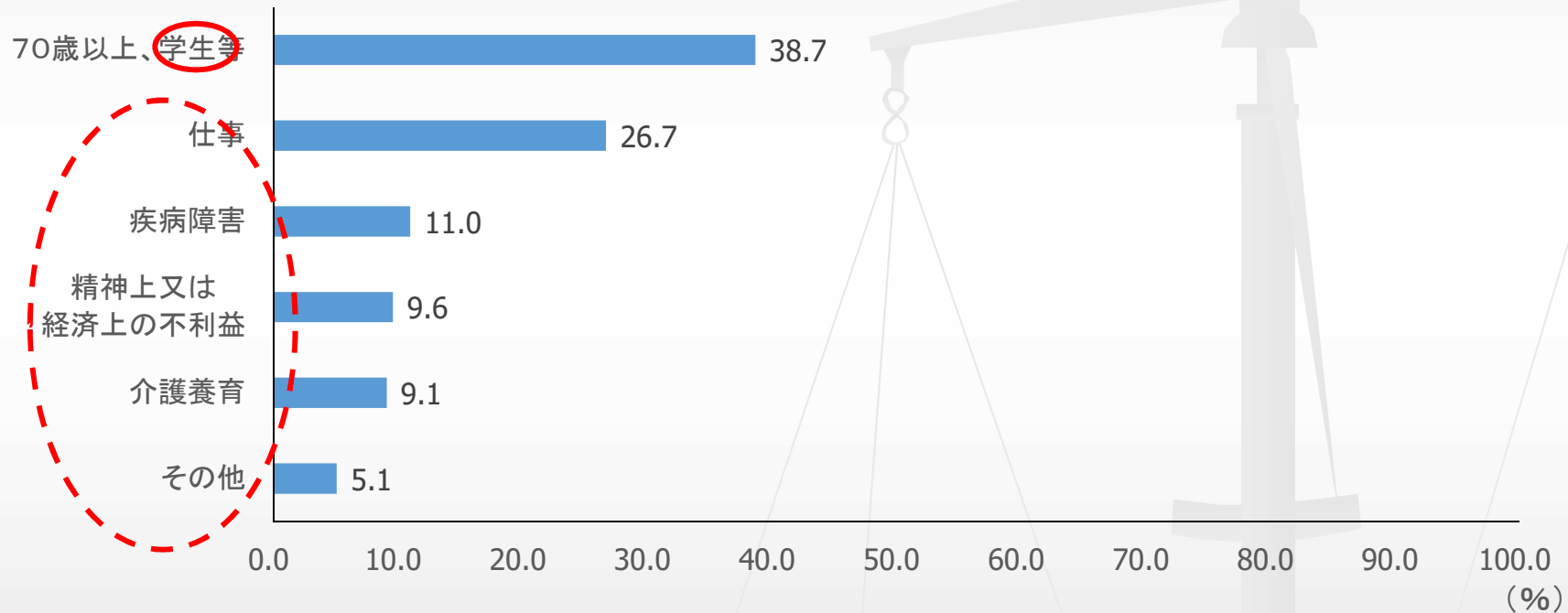


※札幌管内  
5200人登載(令3)

# 裁判員制度の概要・現状

## 裁判員に選ばれるまでの手続

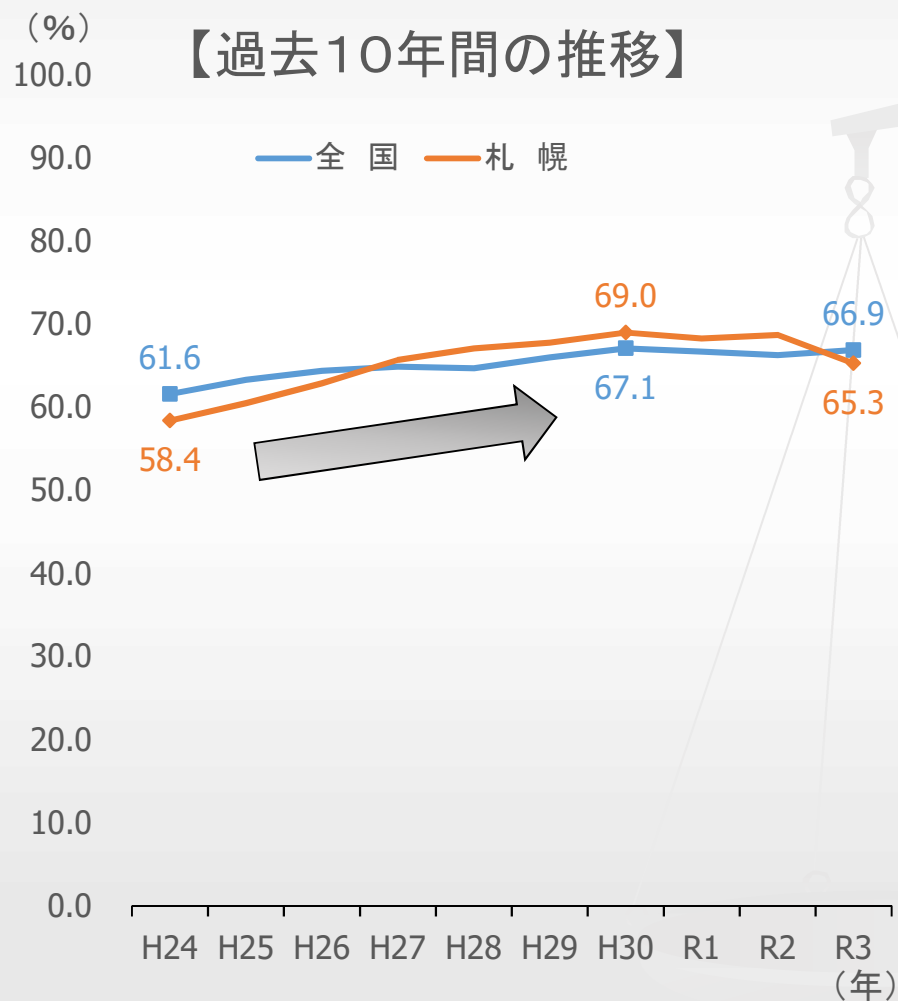
辞退が認められた候補者の辞退事由別内訳（令和3年・全国）



非定型事由は柔軟な判断基準により対応  
(裁判中の辞任申立ても同様)

# 裁判員制度の概要・現状

## 辞退率について

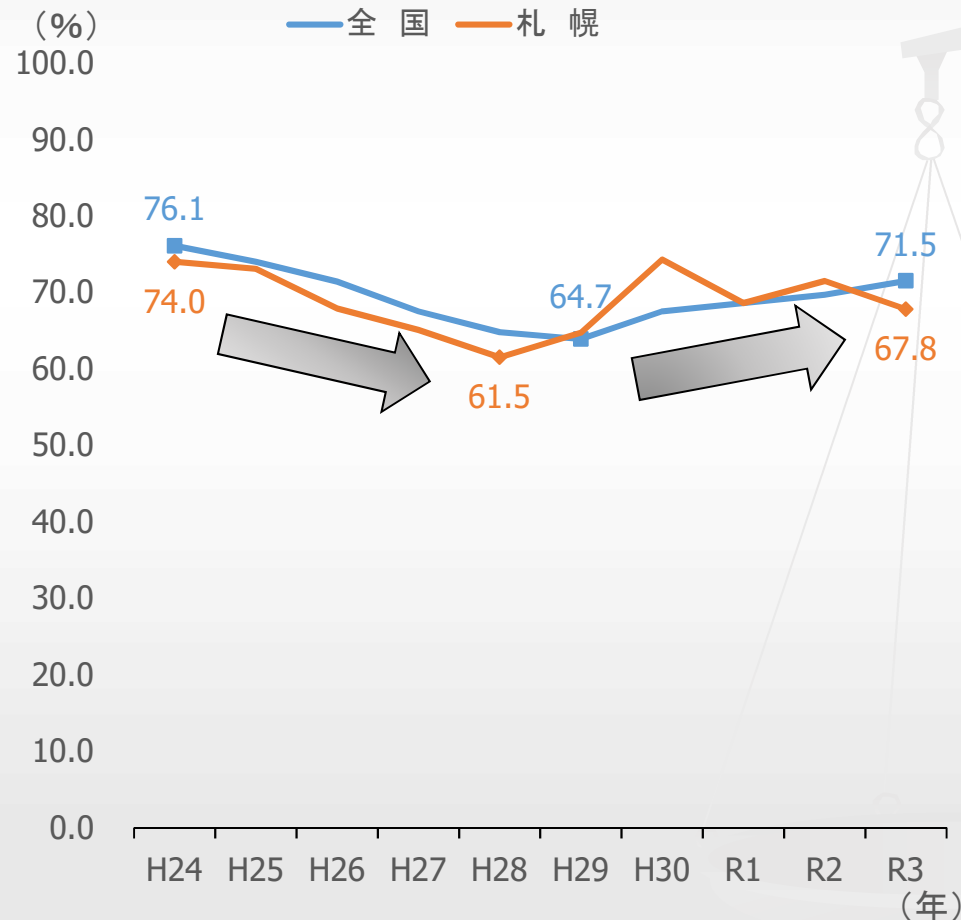


緩やかに上昇

平成30年以降は  
ほぼ横ばい

# 裁判員制度の概要・現状 出席率について

【過去10年間の推移】



平成28, 29年が底

「・審理予定日数の増加傾向  
・雇用情勢変化  
・高齢化進展  
・国民の関心低下 等  
が寄与している可能性あり」  
(最高裁委託のH29. 3原因分析報告書)

【一般的な取組】

- ✓ 勤務先への協力依頼書  
「経験者の声」記載書 各送付
- ✓ 事前質問票の返送依頼

緩やかな回復傾向



# 若年層に向けた準備・取組

# 若年層に向けた準備・取組 概要

学校教育との連携大切 ▶ ニーズを把握

## 【主なニーズ】

- ✓ 出前講座等の多様化
- ✓ 経験者のリアルな声の求め

オンライン講座  
DVD貸出等の拡充

経験者意見交換会  
リニューアル

# 若年層に向けた準備・取組 出前講座等の多様化

## 【対面の出前講座のチラシ】

○裁判所出前講座○  
**それゆけ! 裁判官!!**

札幌市及びその近郊の中学校・高等学校を対象として、札幌地方裁判所の裁判官が学校に伺います。  
「総合的な学習の時間」などでご活用ください。

- 1 派遣先  
札幌市及びその近郊の中学校・高等学校
- 2 時間  
応相談（原則として、土日祝日を除く、平日の1時間程度を予定しています。）
- 3 講師  
札幌地方裁判所の裁判官を派遣します。
- 4 講義内容  
裁判所についての基本的な説明と併せて、次のような講座テーマをご用意しています。  
内容についてご希望があれば、ご相談ください。

講座テーマ①	講座テーマ②	講座テーマ③
民事裁判について（民事裁判の基本） 民事裁判はドラマやニュースでよく見かけますが、民事裁判ってなに？？ 実は、交通事故、借金、学校事故、労働問題etc...一般の人に起こりうる身近なトラブルを解決するための利用できるのが民事裁判です。	刑事裁判について（裁判員制度） 自分たちも、選ばれるかもしれない！国民の意見を裁判に反映させよう！！ 裁判員制度や刑事裁判の仕組みについてわかりやすく解説します。	裁判官の仕事について 裁判官ってどんな人？どんな仕事をしているの？！ 外からはわかりにくい裁判官の仕事をご紹介します。

- 5 費用  
無料です。講師の交通費等の費用は一切かかりません。
- 6 お申込み・お問合せ  
札幌地方裁判所総務課広報係 TEL 011-350-4803 FAX 011-271-0648  
※ 電話受付時間 AM9:30～PM5:00（土日祝日除く）

## 【オンライン講座の導入】

- ✓ 10月から受入開始
- ✓ 憲法週間行事でオンライン講義の経験あり  
(事前質問への回答を織り交ぜメイン説明25分)



若年層に向けた準備・取組

# 出前講座等の多様化

## なぜ裁判員制度が導入されるのか

裁判に直接参加することにより

- 裁判にもたらすもの
- 国民の皆さんにもたらすもの
- そして



若年層に向けた準備・取組

## 出前講座等の多様化

### 【憲法週間行事・オンライン講座のアンケート結果概要】

✓ 今後裁判員に選ばれた場合の気持ち

- ぜひやってみたい 41人
- △ どちらともいえない 29人
- × やりたいと思わない 13人

#### ※個別意見例(要旨)

○ 「参加者の9割以上が良い経験と回答していて、いい経験になると思うとやってみたい」、「物事を考えて初対面の人と意見を交わして結論を出す機会は少ないし、とても貴重」、「色々な情報を基に公平な判断をする経験をしてみたい」

△ 「やってみたい気持ちもあるが、意見を出すのは苦手なので、選ばれたら悩むと思う」、「やってみたいけど、少しめんどくさいかなって思う」

× 「自分らの意見で判定が左右されるプレッシャーがあるのでやりたくない」、「自分の意見を主張できず周りに合わせてしまうと思うので、積極的ではない」

# 若年層に向けた準備・取組 出前講座等の多様化

【学生等向けパンフレット～さいニャンとクイズで学ぼう！！】

**さいニャンとクイズで学ぼう！！**

## 裁判員制度

一緒に学ぼうニャン

活かせる！あなたの考え、みんなの意見

皆さんは、平成21年5月に始まった裁判員制度について、どのくらい知っていますか。さいニャンと一緒に学んでみましょう！

**クイズ！裁判員制度**

**Q1** 学生や法律に詳しくない人でも、裁判員になることができる。

**Q2** 裁判員が参加する裁判は、重大な刑事事件の裁判である。

**Q3** 判決を決めるための議論では、裁判員の意見を参考にして、裁判官が結論を決める。

答えはウラ面へGOニャン！

**さいニャンが解説！ 答え合わせ**

**A1 正解は○!**  
学生や法律に詳しくない人でも裁判員になれるよ

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する方であれば、原則として誰でもなることができます。令和9年からは、18歳以上であれば裁判員になることができます。

学生は、学業などを理由に辞退することもできますが、多くの方がよい経験と印象しているので、通知がきたら断向きに参加を検討してほしいな。

**Check!** 辞退できる場合もあります！  
例えば、  
✓70歳以上  
✓学生  
✓重傷やケガ  
✓最近等の喪失・介護、など

**A2 正解は○!**  
裁判員制度の対象となる事件は、地方裁判所の行う、殺人や放火などの重い犯罪の刑事裁判だよ。

**A3 正解は×!**  
結論は全員で話し合っで決めるよ

裁判員に選ばれた人は、裁判官と対等の立場で、みんなで一つのチームとして参加するんだよ。ひとりひとりの考えや意見を活かした多様な視点が発見され、それが裁判に反映されることを目的としているよ。

**裁判員の役割**

- 審理** 裁判に立ち会って、検察官、弁護人、被告人、証人の話を聞いたり、証拠を見たりします。
- 評議** 法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪であればどのような刑にするのかを議論して決めます。
- 判決** 判決宣告に立ち会います。

**Check!** 1992年度アンケート結果

よい経験と感じた	34.9%
外資によい経験と感じた	62.1%

裁判員として参加して感じた、地方の事情を伺うと、97%の人が「(少人数)より、経験を感じた」と回答されています。

さいニャンが読んでくれてよかったよ!

わかりやすく教えてくれてありがとう!

どうして制度ができたのかな? / 私も選ばれるかもしれない? /  
もっと詳しく調べてみよう! 裁判員制度 検索  
<https://www.saibanin.courts.go.jp>

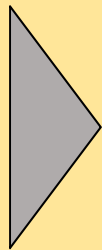
裁判所

若年層に向けた準備・取組

## 出前講座等の多様化

### 【DVD貸出等の拡充】

- ✓ オンライン講座の録画編集・DVD化し、貸出等の活用を検討
- ✓ 最高裁の裁判員制度広報ウェブサイト上に経験者の生の声の動画あり



学校教育現場への周知の工夫の余地

若年層に向けた準備・取組

# 経験者のリアルな声の求め

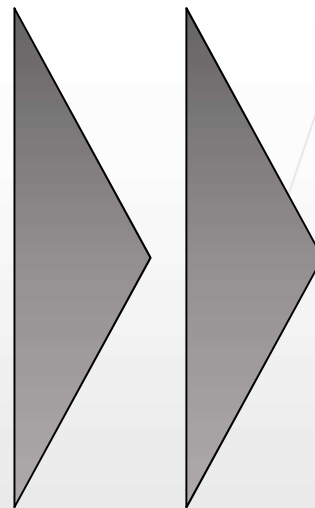
## 裁判員経験者の意見交換会リニューアル

### 制度開始 以来実施

(生の声を得る  
貴重な機会)

- ✓ 「運営改善」と  
「声のお届け」  
が混在
- ✓ 法曹・報道関  
係者のみが傍聴

個々の開催時  
に重きを置く目  
的を明確化



「声のお届け」目的の  
**パネルディスカッション**  
**方式**も導入(昨年11月)  
一般市民14名傍聴

※札幌地方裁判所ウェブサイト  
内「管内の裁判員制度関連情  
報」内に開催概要掲載

**今年度バージョンアップ**



# 若年層に向けた準備・取組 経験者のリアルな声の求め

## 裁判員経験者とのパネルディスカッション 夏休みに学生を傍聴者に想定して企画

令和4年8月3日開催



### 司法講座 開催概要

～学生のための模擬裁判見学会と裁判員経験者等によるパネルディスカッション～

令和4年8月3日(水)に札幌市資料館と共催で司法講座「学生のための模擬裁判見学会と裁判員経験者等によるパネルディスカッション」を開催し、中学生から大学生までの計16人に参加していただきました。  
参加を予定していた裁判員経験者の方は、やむを得ない事情により出席していただくことができませんでしたが、学生のみさんは法官三者に積極的に質問するなど、真剣に参加されていました。

参加者	
裁判官 井下田 英 樹 (進行役) (札幌地方裁判所)	裁判官 後 藤 財 (札幌地方裁判所)
検察官 大 友 隆 (札幌地方検察庁)	弁護士 小 林 加 寿 (札幌弁護士会)

### 模擬裁判見学会

札幌市資料館内の控訴院時代の法廷を復元した展示室で模擬裁判員裁判を行いました。  
進行役である裁判官の解説とともに、起訴状朗読や冒頭陳述など、刑事手続の主要な場面を法官三者等が実演しました。



架空の殺人未遂事件を題材として、被告人にいかなる刑を科すのが相当かという点を争点に、本物の裁判官、検察官、弁護士らによって迫り激論の実演になりました。  
学生のみさんは、裁判員になったつもりになって模擬裁判を見学し、色々な疑問や感想を持ってくれたようです。

### パネルディスカッション

模擬裁判員裁判の内容を踏まえ、あらかじめ学生のみさんからいただいた質問事項について、パネルディスカッションを行いました。



いただいた質問の一部をご紹介します



- ①裁判官や裁判員で意見が食い違った時に、最終的にどのように判決を決めますか
- ②裁判は、被告人以外、皆カンペを踏んでやっているのですか
- ③ドラマのように、実際に「真贋あり」と言うことはありますか
- ④どのように自分の感情をまげずに公平な判断をしているのですか

### 全体の感想

強い責任感など精神的なストレスを抱えてしまえるのではないが、他の裁判員と言い争いにならないか、自分の意見をしっかりと伝えるか、といった不安を感じていた学生の方もいましたが、今回参加して、「もし選ばれても重く考えすぎなくて大丈夫だと思えるようになった」、「裁判官の方がすごくサポートしてくれそうな感じもあり、思っていたよりも不安なくできそうだなと思った」、「盗撮、裁判官や検察官や弁護士の話をきけて、裁判がより身近に感じられた」などといった前向きな感想を多くいただきました。

ご参加いただいた学生のみさん、ありがとうございました。

もし裁判員に選ばれたとしたら、...

裁判員経験者への声について、学生のみさんの不安が少しでも解消できたなら幸いです。

お問い合わせ先：札幌地方裁判所事務局総務課  
TEL 011-350-4802



# APPENDIX

---

## ～目次～

- ① 裁判員事件のスケジュールの一例
- ② 勤務先への協力依頼書面・サンプル
- ③ 「経験者の声」記載書面・サンプル
- ④ 事前質問票等返送依頼書面・サンプル
- ⑤ 令和3年11月意見交換会・開催概要

# APPENDIX①

## 裁判員事件のスケジュールの一例

	1日目	2日目	3日目	4日目
午前	冒頭手続 冒頭陳述 (休憩) 証拠書類の取調べ	被告人質問 (適宜休憩)	検察官の論告・求刑 弁護人の弁論 被告人の最終陳述  評議	評議 (適宜休憩)
昼 休 み				
午後	目撃者や被害者等の 証人尋問 (適宜休憩)	被告人質問 (適宜休憩)	評議 (適宜休憩)	判決宣告



勤務先に提出するなどしてご活用ください

## 裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力のお願～



裁判員制度  
札幌地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。裁判員制度は、国民の皆様からの積極的な協力なくしては成り立たない制度です。裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。令和2年までに**7万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

### 裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に裁判所へお越しいただく日程は、「**裁判員等選任手続期日のお知らせ**」に記載されております。
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日に出席していただきます。**  
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこと**になります。

### 必要な休暇等について

- ☆ **裁判員候補者の方が裁判員を務めるために必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当（裁判所に来るための諸雑費や収入の減少等の一部を補償するもの）と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、裁判員候補者の方にお渡しが可能です。**

### お仕事を理由とした辞退について

- ☆ **裁判員候補者の方が裁判員裁判に参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます。裁判所では、お仕事の内容、他の方に代わってもらえない事情、お仕事を休むことによる影響・損害などにより、裁判所にお越しいただく必要の有無を判断していません。



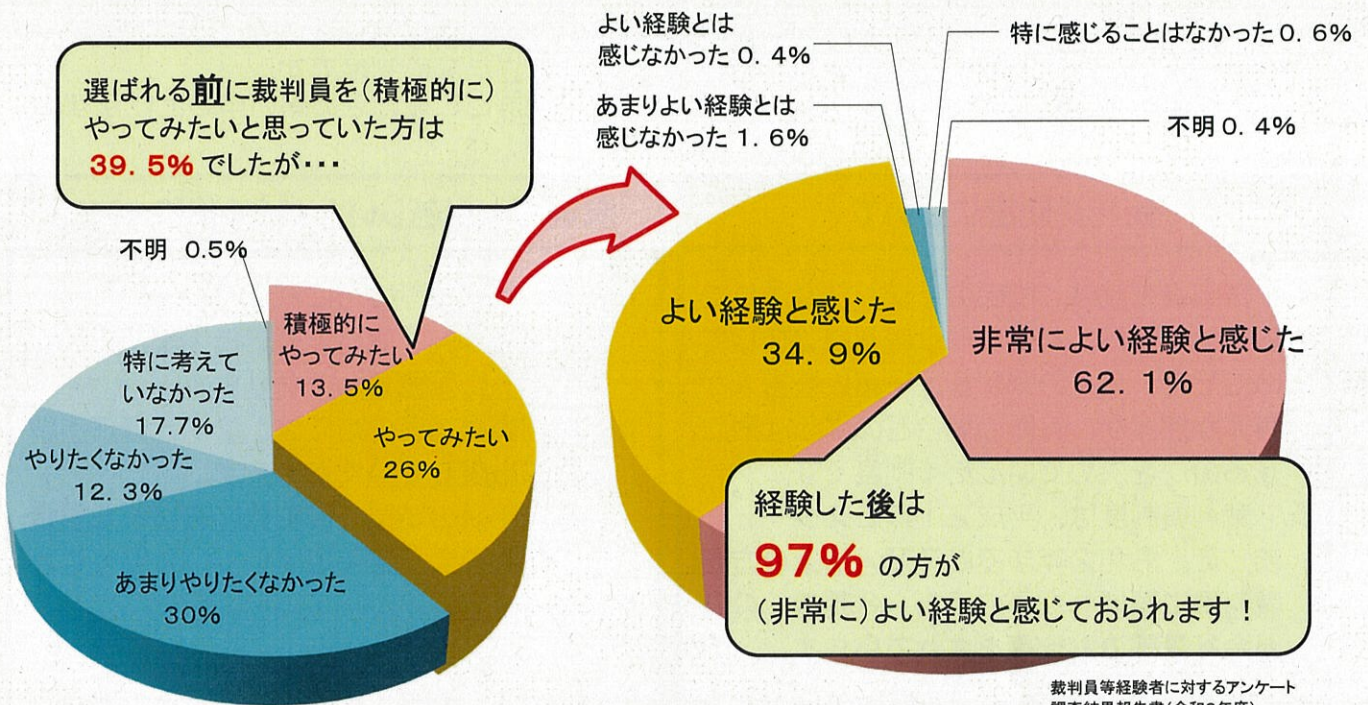
# 裁判員になることに不安を感じている皆様へ



## 【裁判員を務めた方の多くがよい経験とおっしゃっています！】

（裁判員に選ばれる前の気持ち）

（裁判員として裁判に参加した感想）



## 【実際に裁判員を経験された方の声をご紹介します！】

知識のない自分がきちんと討論できるのか？自分ひとりだけの外れな質疑応答になっていないか？ということに不安があったが、たとえそうだとしても、ちゃんと意見のひとつとして取り上げてもらえた。とても良い経験をさせていただき、ありがとうございました。（40代、女性）

他の裁判員の方々と連帯感のようなものが生まれ、短い期間だったがとても濃い時間を過ごすことができました。裁判官は堅いイメージだったが、気さくでフレンドリーであり話しやすかった。（20代、女性）

家族や職場の反応は予想以上。一生に一回やるか、やらないかの経験は、今後の人生の中でも大きく役に立つと思っています。（30代、男性）

札幌地方裁判所の裁判員制度広報ページはこちらへどうぞ →  
 （裁判官インタビューや裁判員経験者の声も載っています！）





令和4年●●月●●日

裁判員候補者のみなさまへ

札幌地方裁判所刑事訟廷裁判員係

## 「質問票」及び「旅費等の振込先の届出」の提出のお願い

先日、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」をお送りした際に、「質問票」及び「旅費等の振込先の届出」のご返送をお願いしたところですが、本日現在、ご返送が確認できていないため、改めてご連絡いたします。

「質問票」は、あらかじめ辞退の希望の有無等をお尋ねする書面であり、裁判員等選任手続を円滑に実施するために必要になりますので、**辞退を希望されない場合でも、ご返送をお願いいたします。**また、「旅費等の振込先の届出」も裁判員等選任手続期日にお越しいただくこととなった場合に交通費等をスムーズにお支払いするために必要な書面になります。

ついては、大変お手数をお掛けいたしますが、先にお送りした返信用封筒を用いて●●月●●日（●）までに「質問票」及び「旅費等の振込先の届出」に記入のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

このご連絡と行き違いで既に質問票等をご返送されている場合は、ご容赦ください。

※ ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

〔問合せ先〕 札幌地方裁判所刑事訟廷事務室裁判員係

（電話）011-290-2373（直通）

★ **ご提出いただく質問票等により当日の来庁される人数を把握することができます。新型コロナウイルス感染防止策を講じる上でも来庁者数の把握は必要不可欠と考えております。ご多忙のところ申し訳ございませんが、質問票等の事前送付にご理解、ご協力願います。**

令和3年11月26日開催

# 札幌地方裁判所 裁判員経験者の意見交換会 開催概要

in札幌市資料館 司法講座「裁判員制度の現状」  
～法曹三者及び裁判員等経験者によるパネルディスカッション～



裁判員制度

## テーマ:

### 裁判員になることへの 3つの不安に答える

Q1 裁判の内容を理解できる  
のでしょうか？

Q2 評議で自分の意見が  
うまく言えるのでしょうか？

Q3 裁判員になるのは負担  
ではないのでしょうか？

## 参加者:



裁判官 中川正隆  
(札幌地方裁判所)



検察官 丸山秀和  
(札幌地方検察庁)



弁護士 市毛智子  
(札幌弁護士会)

①

経験者1 40代女性  
(裁判員)  
麻薬特例法違反

②

経験者2 50代男性  
(補充裁判員)  
殺人等

③

経験者3 40代男性  
(裁判員)  
強姦性交等致傷

見学者:一般市民14名  
傍聴者:報道関係者3名  
法曹関係者4名

## Q1 裁判の内容を理解できるのでしょうか？

● 実際に理解できましたか。検察官や弁護人のどのような活動が良かったでしょうか。

- ① 裁判の内容は最初は難しく、だんだん分かってくるという感じだと思います。やはり専門用語が多く、何も知識がないので、簡単な言葉でもどういう意味なのかと疑問に思うことがありました。
- ② ものすごく吟味して裁判員のために整理整頓されていたと感じました。これでもかというくらい分かりやすくし、パワーポイントの絵を使ったり、難しい言葉を使わずにかみ砕いた言い方をしていました。確かに専門用語も入ってきましたが、分からないことは休憩や評議の時間に裁判官に聞けば丁寧に教えてもらえました。
- ③ 検察官、弁護士ともに写真や図面をモニターに映して説明していて、非常に分かりやすかったです。

## Q2 評議で自分の意見がうまく言えるのでしょうか？

● 実際に意見交換は活発だったでしょうか。裁判官のどのような工夫が良かったでしょうか。

- ③ 裁判官が非常に良い雰囲気づくりをしてくれ、和気あいあいとした雰囲気で行っていました。そういった中で連帯感も生まれて活発な意見交換ができました。
- ② 発言者が二、三人になってしまうところを裁判官にうまく割り振ってもらいました。あまり話せない方も色々な人の意見を聞いているうちに自分の意見が出てくるので、心配しなくても大丈夫だと思います。
- ① みんなで本当にチームみたいな感じになって、今も他の経験者とグループラインでつながっています。コロナ対策で席が遠かったので、もっと近くで話せたら、もっと色々話せたかなという感想はあります。

● 補充裁判員の立場でも評議に十分に参加することができたでしょうか。

- ② 最後の評決のときに自分の票がカウントされないこと以外は、裁判員との違いは全くありませんでした。

### Q3 裁判員になるのは負担ではないでしょうか？

#### ● 審理や評議に参加して精神的に負担に感じることはありましたか。

- ① 最初は難しい話を聞くのでとても疲れました。裁判員をやっている期間はずっとこの事を考えているという感じでした。
- ② 非常に複雑な事件内容でものすごい数の証拠もあったので、とても頭を使いました。家に帰ってからもずっと頭の中に残っていて、あれこれ考えたりしていましたが、精神的な負担というよりも裁判に参加する高揚感の方が大きかったです。
- ③ 精神的な負担はそれほど感じませんでした。ただ、やはり非常に考えて頭を使ったので、家に帰ったら晩酌する気もおきないくらいぐったりしていました。

#### ● 仕事等との調整は難しかったですか。

- ③ 私の会社には裁判員に選ばれたときの特別休暇制度があって、支障なく休暇を取ることができました。上司も参加を勧めてくれて、同僚も仕事のフォローを快く引き受けてくれたので、集中して裁判に臨むことができました。
- ② 私も特別休暇をもらえましたが、裁判員期間中は家に帰った後にメールチェックをしたり、自分でやらなければならない仕事は土日を使ってやりました。

#### ● 経験は有意義でしたか。裁判員になる前と経験した後で裁判に対するイメージが変わりましたか。

- ② YouTubeなどで見た裁判員のドラマでは、すごく重い雰囲気の中やっていましたが、全くそんなことはありませんでした。他人事だった裁判をより身近に感じ、今までニュースや新聞を見て素通りしていたことにも興味を持つようになると思います。
- ③ 裁判員裁判では、立場や性別、年齢が違う人たちが集まって一つの答えを導き出すということで、非常に良い経験ができました。
- ① 薬物の話は全く聞いたことがなかったので、色々考えることができて良かったです。被告人が事件を起こす前に相談できる人がいればと思い、人間関係を大事にすることを考えるきっかけにもなりました。

札幌地方裁判所の裁判員制度広報ページ  
もご覧ください。  
(裁判官インタビューや裁判員経験者の声も  
掲載しています！)



裁判官が皆さんの職場や教室等に  
訪問する「裁判員制度出張説明会」も  
行っています。  
お気軽にお問合せください！

札幌地方裁判所事務局総務課広報係  
札幌市中央区大通西11丁目  
電話011-350-4802



さいニャン